

令和8年度 水質検査計画



城陽市上下水道部

1.	基本方針	2
2.	水道事業の概要	2
3.	水源の状況及び原水、浄水の水質状況	4
4.	採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由	8
5.	水質検査方法	13
6.	委託の範囲	13
7.	水質検査の精度及び信頼性の保証	13
8.	臨時の水質検査	13
9.	水質検査計画及び検査結果の公表	13
10.	その他	13

1. 基本方針

城陽市上下水道部（以下、上下水道部）では、水道水が安全であることを保証するために水道法で定められた水質検査を行います。

- (1) 検査項目は、水道法で義務づけられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて、水質管理目標設定項目、その他の項目について検査を行います。
- (2) 検査地点は、市内給水栓等に加えて、各浄水施設出口（浄水）、京都府営水道から浄水を受水する入口、各浄水場入口（原水）とします。
- (3) 検査頻度は、水道法及び本市の原水水質の特徴、過去の水質検査結果状況に基づいて、項目毎に設定し実施します。
- (4) 検査の実施方法は、全ての水質検査（毎日検査を除く）について外部委託します。なお委託先は水道法に基づき、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関（以下、登録水質検査機関）とします。

2. 水道事業の概要

市内を4つの配水区域に分けて効率的かつ安定した給水を行っています（図1参照）。深井戸（水源）から取水した地下水を、市内3か所の浄水場で浄水処理した浄水と、京都府営水道で高度浄水処理された浄水（府営水）を混合して給水しています。表1に給水状況、表2に浄水場概要、表3に府営水概要を示します。

表1 給水状況（令和6年度末）

給水人口	72,872 人
給水戸数	35,398 戸
年間総配水量	7,745,379 m ³
1日平均配水量	21,220 m ³
1日最大配水量	23,261 m ³

表2 浄水場概要

名称	水源の種別	処理能力	主な浄水処理方法
第1浄水場	深井戸	3,900m ³ /日	除砂
第2浄水場	深井戸	6,500m ³ /日	除砂
第3浄水場	深井戸	19,400m ³ /日	凝集沈でん急速ろ過 自然ろ過

表3 府営水概要（令和6年度）

名称	水源の種別	契約受水量（最大）	主な浄水処理方法
宇治浄水場	ダム湖水 (天ヶ瀬ダム)	14,100 m ³ /日 (第3浄水場で受水)	高度浄水処理 (オゾン+活性炭)

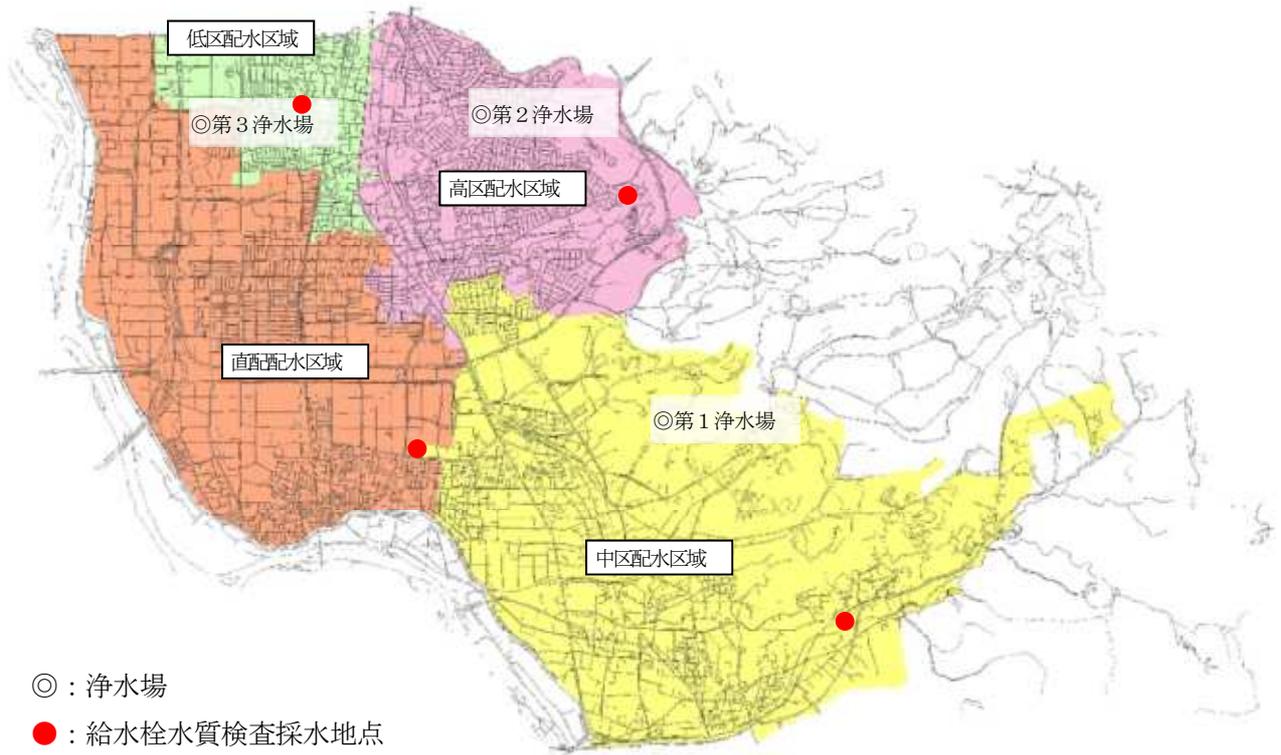


図1 城陽市配水区域図

第1浄水場



第2浄水場



第3浄水場



3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況

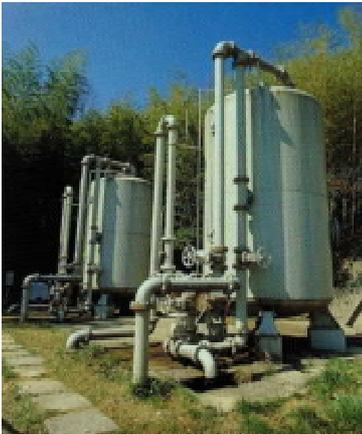
本市の水源は、深井戸から取水する地下水（原水）です。原水は良質で、浄水処理前の状態においてもほぼ水質基準を満たしています。

第1・第2浄水場では原水の水質が良いことから、除砂機(ろ過機)だけで浄水処理を行い、水質基準を満たした、安全で良質な水道水をお届けしています。

第3浄水場は、原水に地質由来の無機物（鉄、マンガン）が水質基準値以上含まれることがあり、凝集沈でん急速ろ過施設、自然ろ過施設を導入するなど適切な浄水処理を行い、水質基準を満たした、安全で良質な水道水をお届けしています。

令和7年度の検査結果を表4～6に示します。

府営水は第3浄水場にて受水し、水質基準を満たしていることを確認しています。



除砂機(第1・第2浄水場)



凝集沈でん池(急速ろ過施設)



急速ろ過池(急速ろ過施設)



自然ろ過施設



府営水受水点 (第3浄水場)

表4 令和7年度 水質基準項目検査結果(原水3地点) <令和7年7月採水>

No	測定項目	単位	基準値	最高値	最低値	平均値
1	一般細菌	個/mL	100以下	35	0	12
2	大腸菌		検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
8	六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	2.1	0.5	1.0
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1
14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
21	塩素酸	mg/L	0.6以下	—	—	—
22	クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	—	—	—
23	クロロホルム	mg/L	0.06以下	—	—	—
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	—	—	—
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	—	—	—
26	臭素酸	mg/L	0.01以下	—	—	—
27	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	—	—	—
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	—	—	—
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	—	—	—
30	ブロモホルム	mg/L	0.09以下	—	—	—
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.06	< 0.01	0.02
35	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	13	9.5	11
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.029	< 0.005	0.010
38	塩化物イオン	mg/L	200以下	5.7	4.1	4.7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	37	14	22
40	蒸発残留物	mg/L	500以下	130	99	110
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
45	フェノール類	mg/L	0.005以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	0.6	< 0.3	< 0.3
47	pH値		5.8以上8.6以下	6.6	6.0	6.2
48	味		異常でないこと	—	—	—
49	臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5度以下	0.7	< 0.5	< 0.5
51	濁度	度	2度以下	0.2	< 0.1	< 0.1

※基準値とは水道水の水質基準を示すものであり、原水(井戸水)の基準値ではありません。

※原水においては、消毒副生成物(21~31)及び味(48)については必要がないため検査していません。

表5 令和7年度 水質基準項目検査結果(浄水4地点・給水栓4地点) <令和7年7月採水>

区分	No	測定項目	単位	基準値	最高値	最低値	平均値	
健康に 関する 項目	病原生物	1	一般細菌	個/mL	100以下	0	0	0
		2	大腸菌		検出されないこと	不検出	不検出	不検出
	無機物・ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
		4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
		5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
		6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
		7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
		8	六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
		9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	2.1	0.4	0.8
		12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08
		13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	有機化学 物質	14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
		15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
		17	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
		18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
		19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	消毒副 生成物	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
		21	塩素酸	mg/L	0.6以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06
		22	クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
		23	クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.004	< 0.001	0.002
		24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
		25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.002	< 0.001	< 0.001
		26	臭素酸	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
		27	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.008	< 0.001	0.003
		28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
		29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.002	< 0.001	< 0.001
		30	ブromホルム	mg/L	0.09以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
		31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
性状に 関する 項目	着色・ 味	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.04	< 0.02	< 0.02
		34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		35	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05
		36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	23	13	17
		37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
		38	塩化物イオン	mg/L	200以下	8.1	4.2	6.1
		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	37	14	28
		40	蒸発残留物	mg/L	500以下	140	110	126
		41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
性状に 関する 項目	発泡	42	ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
		43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
	臭気	45	フェノール類	mg/L	0.005以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	味	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	0.5	< 0.3	0.3
基礎的 性状	47	pH値		5.8以上8.6以下	7.2	6.7	7.0	
	48	味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	
	49	臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	
	50	色度	度	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
	51	濁度	度	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	

表6 令和7年度 水質管理目標設定項目検査結果(原水3地点・浄水4地点) <令和7年9月採水>

No	測定項目	単位	目標値	最高値	最低値	平均値
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.02以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.002以下(暫定)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.02以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
4	削除					
5	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
6	削除					
7	削除					
8	トルエン	mg/L	0.4以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04
9	フタル酸 ²⁻ (2-エチルヘキシル)	mg/L	0.08以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
10	亜塩素酸	mg/L	0.6以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06
11	削除					
12	二酸化塩素	mg/L	0.6以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06
13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.01以下(暫定)	< 0.001	< 0.001	< 0.001
14	抱水クロラール	mg/L	0.02以下(暫定)	< 0.002	< 0.002	< 0.002
15	農薬類		検出値と目標値の比の和として1以下	0	0	0
16	残留塩素	mg/L	1以下	0.65	0.50	0.57
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	10以上100以下	37	14	26
18	マンガン及びその化合物	mg/L	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
19	遊離炭酸	mg/L	20以下	14	5.6	9.9
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03
21	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	3以下	0.5	0.4	0.4
23	臭気強度(TON)		3以下	< 1	< 1	< 1
24	蒸発残留物	mg/L	30以上200以下	140	120	130
25	濁度	度	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1
26	pH値		7.5程度	6.9	7.4	7.1
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし極力0に近づける	-1.3	-2.0	-1.8
28	従属栄養細菌	個/mL	2000以下(暫定)	0	0	0
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.03	< 0.02	< 0.02
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L	0.00005以下(暫定)	0.000042	0.000010	0.000022

水道水品質及び浄水処理過程混入物質については浄水で検査し、それ以外の原水由来の項目については原水で検査しています。

No. 4、No. 6、No. 7、No. 11 については、水質基準省令等の改正により削除され欠番となっています。

【目標値に満たない項目】

No. 27 腐食性(ランゲリア指数)は健康影響の指標ではなく、水道施設の維持管理の観点から設定されています。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 採水地点

水道法で義務づけられている水質基準項目検査については、浄水場の系統及び配水区域を考慮して、市内給水栓4地点、各浄水施設出口（浄水）4地点、府営水受水口1地点の計9地点で行います。

また、1日1回行わなければならない毎日検査は、4配水区域において各2か所（中区配水区域については3か所）の給水栓等計9地点で行います。

さらに、水源水質監視のため、各浄水場入口（原水）3地点で検査を行います。

(2) 検査項目、検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、検査頻度は以下のとおりです。

(ア) 水質基準項目（表7）

水道法に適合した水であるか確認するため、水質基準全52項目について検査します。

なお、令和8年4月1日より「PFOS及びPFOA」が追加され、検査が義務付けられます。

検査頻度については、項目ごとに法令で定められた頻度を基本とし、その他特に水質管理上注意すべき事項を考慮して設定します。

浄水（4地点）については、11項目について月1回（年12回）、14項目について3か月1回（年4回）検査を行い、さらに水質に万全を期する見地から、全52項目について年1回の検査を行います。

給水栓（4地点）・府営水（1地点）については、11項目について月1回（年12回）、15項目について3か月1回（年4回）検査を行い、さらに全52項目について年1回検査を行います。

(イ) 毎日検査項目（表8）

色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）を1日1回検査します。

(ウ) 水質管理目標設定項目（表9）

水道法において必須の検査ではありませんが、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水源及び浄水処理における監視のために検査を行います。

水質管理目標設定項目は、全26項目について省略することなく年1回検査します。なお、水道水品質及び浄水処理過程混入物質（17項目）については浄水（4地点）にて検査し、それ以外の原水由来の9項目については原水（3地点）にて検査します。

(エ) その他の項目

①原水検査（表7）

原水（3地点）については、水質基準は適用されませんが、水源水質監視のため水質基準項目のうち24項目と、耐塩素性病原微生物であるクリプトスポリジウムに対する指標菌検査の計25項目について月1回（年12回）、1項目について3か月に1回（年4回）の検査を行い、さらにトリハロメタン等の浄水にのみ含まれる項目を除く41項目について年1回検査を行います。

②取水井検査

水道水源の広範囲な監視強化のため、取水中の水道水源井戸全てについて、水質基準

項目のうちトリハロメタン等の浄水にのみ含まれる項目を除く40項目と、耐塩素性病原微生物であるクリプトスポリジウムに対する指標菌検査の計41項目の水質検査を年1回行います。

③工程水検査（表10）

第3浄水場については、原水に地質由来の無機物（鉄、マンガン）が水質基準値以上含まれることがあるため、浄水処理工程の監視のために原水1地点、沈でん池水1地点、浄水3地点（急速ろ過水、自然ろ過水、混合水）について、水質基準項目のうち5項目の「工程水検査」を月1回（年12回）行います。

表7 水質基準検査項目及び頻度 原水3地点、浄水4地点、給水栓4地点、府営水1地点

No	項目	基準値	年間検査回数			給水栓(浄水)での 検査回数決定理由 ※次ページ参照
			原水	浄水	給水栓及び 府営水	
1	一般細菌	100個/mL以下	12	12	12	毎月検査項目
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	毎月検査項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	12	1	1	①
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	12	1	1	①
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	12	1	1	①
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	12	1	4	③
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	12	1	1	①
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	12	1	1	①
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12	1	1	②
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	12	1	4	③
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	4	1	③ ⑦
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1	1	1	①
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	12	1	1	①
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1	1	1	①
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1	1	1	①
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1	1	1	①
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1	1	1	①
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1	1	①
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1	1	①
20	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS)及び ペルフルオロオクタン carboxylic acid (PFOA)	0.00005mg/L以下	4	1	4	⑧
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1	1	1	①
22	塩素酸	0.6mg/L以下	-	4	4	④
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-	4	4	④
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	-	4	4	④
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-	4	4	④
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	-	4	4	④
27	臭素酸	0.01mg/L以下	-	4	4	④
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-	4	4	④
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	-	4	4	④
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-	4	4	④
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	1	①
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	4	4	③
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	12	12	12	⑤
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	1	①
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1	1	1	②
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	12	12	12	⑤
39	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	毎月検査項目
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	12	1	1	②
41	蒸発残留物	500mg/L以下	12	4	1	③ ⑦
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	12	1	1	①
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	1	1	1	⑥
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1	1	1	⑥
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	12	1	1	①
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1	1	1	①
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	12	毎月検査項目
48	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	毎月検査項目
49	味	異常でないこと	-	12	12	毎月検査項目
50	臭気	異常でないこと	12	12	12	毎月検査項目
51	色度	5度以下	12	12	12	毎月検査項目
52	濁度	2度以下	12	12	12	毎月検査項目

法令等で定められたおおむね1か月に1回以上検査しなければならない項目については、毎月検査項目として月1回の検査を行います。その他の項目については、法令等に基づいた判断基準で検査回数を決定します。

法令等では最大で3年に1回まで検査を省略できる項目もありますが、本市では最低でも1年に1回検査します。

なお、原水、浄水については工事等により回数を変更する場合があります。

【給水栓(浄水)での検査回数決定理由】

①法令等でおおむね3か月に1回以上検査することとなっている項目ですが、過去3年間で検査結果が基準値の10%以下であったため、検査は3年に1回まで省略できますが、1年に1回検査します。

②法令等でおおむね3か月に1回以上検査することとなっている項目ですが、過去3年間で検査結果が基準値の20%以下であったため、1年に1回検査します。

③法令等に基づき3か月に1回検査します。

④消毒副生成物です。法令等に基づき3か月に1回検査します。

⑤第3浄水場系原水(地下水)には鉄・マンガンが含まれており、その浄水処理工程の監視のため月1回検査します。

⑥藻類等に起因するカビ臭物質です。法令等でおおむね1か月に1回以上検査することとなっている項目ですが、過去の検査結果が基準値の50%を超えたことがなく、かつ、原水が深井戸であり水源及びその周辺状況を勘案して影響がないことから省略できますが、1年に1回検査します。

⑦送配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかと認められるので、各浄水場で検査します。(ただし年1回は給水栓でも検査します)

⑧令和8年4月1日より水質基準項目となることから、法令等に基づき3か月に1回検査します。(ただし、1年に1回は浄水場でも検査します。)

表8 毎日検査（年間365回） 給水栓等9地点

項目	評価	検査回数
色	異常ないこと	365
濁り	異常ないこと	365
消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 mg/L以上あること	365

表9 水質管理目標設定項目検査（年1回） 原水3地点、浄水4地点

No	項目	目標値	原水	浄水
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	○	
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下		○
4	(削除)			
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	○	
6	(削除)			
7	(削除)			
8	トルエン	0.4 mg/L以下	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	○	
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下		○
11	(削除)			
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下		○
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)		○
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)		○
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	○	
16	残留塩素	1 mg/L以下		○
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L以上100 mg/L以下		○
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下		○
19	遊離炭酸	20 mg/L以下		○
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	○	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	○	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下		○
23	臭気強度(TON)	3以下		○
24	蒸発残留物	30 mg/L以上200 mg/L以下		○
25	濁度	1度以下		○
26	pH値	7.5程度		○
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし極力0に近づける		○
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下(暫定)		○
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	○	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下		○

◇水道水品質及び浄水処理混入物質以外の項目については、原水で監視します。

◇「(削除)」については、水質基準省令の改正等により削除され欠番となっています。

表10 工程水検査（年12回）

第3浄水場原水、沈でん池水、急速ろ過水、自然ろ過水、混合水

項目	基準値
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
pH値	5.8以上8.6以下
色度	5度以下
濁度	2度以下

5. 水質検査方法

水質検査は全て外部委託により行います。なお、委託先は水道法第20条で定められた登録水質検査機関とします。(毎日検査を除く)

また、水質検査は、国が定めた検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」)、上水試験方法(日本水道協会)等に従って行います。

6. 委託の範囲

(1) 水質検査については、本計画に示す項目(毎日検査を除く)について登録水質検査機関へ外部委託します。また、毎日検査については、上下水道部の指導により、指定する者に委託します。

(2) 検査試料の採水については、上下水道部の指定する地点について水質検査業務を受託した登録水質検査機関へ委託します。なお、それ以外の地点での採水については、上下水道部職員または上下水道部の指定する者が行います。また、試料の運搬については受託した登録水質検査機関が行い、速やかに水質検査を実施します。

7. 水質検査の精度及び信頼性の保証

水質検査の精度及び信頼性を保証するため、受託した登録水質検査機関に対して検査結果の根拠となる資料等の提出を求め確認します。

8. 臨時の水質検査

以下のような場合に臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められるとき。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、状況に応じて見直しを行い公表します。また水質検査結果についても公表します。

10. その他

水道水が原因で水質事故が発生またはその恐れのある場合には、京都府及び市関係部局と連携し対処します。

利用者の皆様の声を水質検査計画に反映させていただくために、ご意見をいただければ幸いです。

<問い合わせ先>

城陽市上下水道部 上下水道課

TEL 0774-52-2442

FAX 0774-55-0771